

長の要求監査措置結果報告

検討・改善を求めた事項	検討・改善結果（平成 24 年 11 月受領）
<p>地方自治法第 199 条第 6 項に基づき、平成 19 年度において教育委員会事務局庶務課が主管課契約により処理した 30 万円未満の工事請負契約（電気設備工事を除く）の監査を実施したところ、事務処理に適正を欠くものがあったため、以下の検討・改善を求めた。</p> <p>契約事務の公正性、透明性、競争性を確保し、適正化を図るべきもの</p> <p>(1) 課内におけるチェック体制の確立 課内におけるチェック体制は、契約から支払までの事務手続きの適正性を担保するために必要不可欠なものであることから、複数職員によるチェック体制を確立するよう早急に取り組みたい。</p> <p>(2) 緊急補修工事の妥当性 1 件ごとに緊急補修工事の妥当性を検証し、緊急補修工事にあたる場合は、緊急理由及び業者選定理由を明らかにし、緊急補修工事にあたらぬ場合は、契約事務規則に則り適正に処理されたい。</p>	<p>(1) 課内におけるチェック体制の確立 組織の集約化、他課との連携などを検討したが、平成 21 年度に組織改正を行い、新しい学校づくり担当課を設置した際に、複数の技術職員がチェックすることが可能な営繕課に、工事請負契約事務を移管した。</p> <p>(2) 緊急補修工事の妥当性 新たな緊急補修工事基準を平成 21 年 4 月 1 日より運用している。その基準では、緊急工事とは、「天変地異に該当する場合、児童・生徒等に危険が及ぶ場合、学校運営上著しく支障が生じる場合であり、かつ、その内容が切迫している状態にあるときに、直ちに実施すること。」とし、学校からの申し立てにより、新しい学校づくり担当課と営繕課が協議のうえ、補修工事を決定することとしている。また、緊急工事と位置付けた場合は、原議に業者選定理由を明確に記載している。 なお、緊急工事にあたらぬ場合は、契約事務規則に則り、複数の施工業者から見積りを徴して、営繕課が施工している。</p>

検討・改善を求めた事項	検討・改善結果（平成 24 年 11 月受領）
<p>(3) 分割処理の是正 分割することは、実際の契約内容と乖離するばかりでなく、積算根拠の適正性を担保することが困難となるため、分割処理は不適切である。30 万円以上の工事は、契約事務規則に則り適正に処理されたい。</p> <p>(4) 施工業者の選定 同一施工業者に偏った発注を避けるため、施工業者選定一覧表などを作成することにより、施工業者選定状況を確認し、さらに、選定理由を明確にしたうえで客観的に契約事務が処理できるよう検討されたい。</p> <p>(5) 履行確認の義務化 担当者以外の職員が容易に工事完了を確認できるシステムを直ちに構築されたい。</p> <p>(6) 適正な事務処理 当該会計年度に支出行為を行うべきであった案件については、関係部署と協議し</p>	<p>(3) 分割処理の是正 30 万円以上の工事は、契約事務規則に則り、平成 21 年度より営繕課において適正に処理されている。</p> <p>(4) 施工業者の選定 平成 21 年度より、学校の申し立てに基づき、新しい学校づくり担当課と営繕課において協議し、緊急工事を実施する必要がある場合は、速やかに施工している。なお、緊急工事を行った場合は、原議に業者選定理由を表示している。また、工事台帳において緊急工事を管理しており、緊急工事受託業者を速やかに把握できる事務処理体制を構築している。</p> <p>(5) 履行確認の義務化 完了届の証拠書類となる施工前後の工事写真(日付入り)を事業者が撮影する。事業者は、工事完了後、学校側に施工場所の確認を求め、確認者名及び押印・日付を記入した「作業完了報告書」と「工事写真」を営繕課に提出する。また、学校側の記録としては、作業完了報告書をコピーし保管させている。 なお、履行確認に係る事務処理については、学校令達予算の執行に関する事務説明会、学校事務職員連絡会において、新しい学校づくり担当課より、事務取扱いの周知と徹底を図っているほか、学校工事を施工する営繕課が、事業者及び学校へ指導を行っている。</p> <p>(6) 適正な事務処理 学校における補修工事は、学校の申し立てに基づき、新しい学校づくり担当課</p>

検討・改善を求めた事項	検討・改善結果（平成 24 年 11 月受領）
<p>善処するよう求める。また、契約内容と工事内容とが異なる案件及び契約内容と履行場所が異なる案件については、強く是正を求める。</p>	<p>と営繕課が協議を行い施工決定し、業者が作成した作業完了報告書に基づき、学校が履行確認を行うことを義務化している。</p> <p>このような複数の目による書類や事実関係の確認、補修工事の申し立て者であり履行場所となる学校による確認を徹底することで、工事施工年度や工事内容・履行場所が事実に基づかない、もしくは乖離している工事案件を排除し、適正な工事契約と履行を担保している。</p> <p>また、具体的に事務処理の是正を求められた、新河岸小学校・上板橋第四小学校・紅梅小学校・北野小学校・高島第二小学校の工事案件については、事務処理方針（20 板教庶第 68 号・平成 20 年 4 月 21 日区長決定）に基づき、元原議を廃案としたうえで、事務処理の是正を行う区長決定原議を作成し、業者が施工した正当な工事内容に読み替える意思決定を行っている。会計上の処理については、方針に基づき、支払い済み工事代金を業者より戻入させるなどの特別な処理は行っていないが、読み替えに合わせて支出科目を適正化するため、振替収支を行っている。</p>